

# 政治倫理条例検討会会議録

## 1 開会年月日

令和8年2月9日（月）

## 2 開会場所

第一委員会室

## 3 出席議員（15名）

会 長	名 取 顕 一
副 会 長	田 中 香 澄
議 員	宮 野 ゆみこ
議 員	高 山 かずひろ
議 員	石 沢 のりゆき
議 員	豪 一
議 員	浅 川 のぼる
議 員	山 田 ひろこ
議 員	宮 本 伸 一
議 員	海 津 敦 子
議 員	たかはま なおき
議 員	金 子 てるよし
議 員	白 石 英 行
議 員	上 田 ゆきこ
議 員	浅 田 保 雄

## 4 欠席議員

な し

## 5 オブザーバー

議 長	市 村 やすとし
副 議 長	高 山 泰 三

## 6 出席説明員

な し

## 7 事務局職員

事務局長 佐久間 康 一  
調整担当主査 下 笠 由美子  
庶務係長 秋 山 克 彦  
議事調査主事 眞 鍋 由起子

## 8 協議事項

### (1) 本日の付議事件

協議事項1 検討会の設置について

協議事項2 政治倫理条例に関する条文構成について

協議事項3 政治倫理条例策定に向けたスケジュールについて

### (2) その他

---

午後 4時00分 開会

○名取会長 それでは、ただいまより政治倫理条例検討会を開会いたします。

議員の出席状況ですが、議員は全員御出席をいただいております。

オブザーバーとして、議長、副議長にも御出席をいただいております。

---

○名取会長 本日の検討会の運営についてであります。

本日の検討会は、協議事項が3件です。

1時間程度を目途に、議論していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

---

○名取会長 それでは早速、協議事項に入まいります。

協議事項1「検討会の設置について」を議題といたします。

まず、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、資料1「政治倫理条例検討会設置要綱」を御覧ください。

こちらは、1月26日の議会運営委員会で決定した要綱となっております。検討会につきましては、こちらの要綱にのっとって運営していくこととなります。

資料を閉じていただきまして、資料の2ですね、「政治倫理条例検討会運営方針（案）」を御覧ください。

こちらは、検討会の運営方針を定めるもので、幹事長会において協議され、承認されたも

のです。

1、会議の開催として、開催日は定例議会初日の本会議後に開催すること。会議は、第一委員会室を使用することとします。

次に、2、開会として、検討会の開会は、会員の出席状況が過半数以上に達した後、会長が宣告することとします。

次に、3、欠席・遅刻の連絡として、検討会の会議をやむを得ない理由により欠席等するときは、開催前に会長若しくは副会長又は事務局長に連絡することとします。

次に、4、傍聴として、検討会の会議の傍聴に関し必要な事項は、文京区議会委員会傍聴規程を準用することとします。

最後に、5、資料等の送付として、会議の次第及び資料は、事前に会長及び副会長の了承を得た上で、当該検討会の会議の開催日5日前までに会議システムに格納することといたします。

説明は以上です。

○名取会長 ただいま事務局の説明のとおりとしたいんですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○名取会長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

---

○名取会長 続きまして、協議事項2「政治倫理条例に関する条文構成について」を議題といたします。

こちらも事務局より説明をしていただきます。

○事務局 それでは、資料3「政治倫理条例の構成例」を御覧ください。

これから条例を検討するに当たり、どういう項目を想定していくか御検討いただきたいため、こちらの資料を準備させていただきました。

まず、1、主な条文項目として、23区の導入区、北区、新宿区、墨田区、豊島区、江東区の全て又は4区で条文に入っている項目をまとめています。

項目ごとの概要例ですが、各区の全ての内容を網羅はしておりません。大体3区ぐらい規定されているものを抜き出して記載しております。

それでは、順に1から見ていただきますと、1、目的は、政治倫理条例の目的を規定するものです。

2、議会の役割は、議会が果たす役割について規定をするものです。

3、議員の責務は、議員が区民全体の奉仕者として区政に携わる責務を規定しています。

4、区民の役割は、議員に対し、政治倫理基準を逸脱する行為を求めないことや、議員の活動について説明を求めることができることなどを規定しています。

5、政治倫理基準は、条例の核ともなる部分で、議員が遵守すべき行動規範を定めるものです。

政治倫理基準として、次のページにかけて、マル1からマル9まで記載しております。

マル1、不正疑惑行為の自粛、マル2、地位利用の金品授受の禁止、マル3、職員の職務執行への不当介入の禁止（区が行う売買）、マル3ダッシュとして、区が出資する団体等に伴うもの、次のページ、2ページ目のマル4、兼職先との利益相反を避け、疑念を招かないこと、マル5、道義的批判を受けるおそれのある企業献金の自粛、マル6、人権侵害（ハラスメント等）のおそれのある行為の禁止、マル7、名誉棄損行為の禁止、マル8、国民健康保険料の完納等、マル9、反社会的な団体等との関わりの禁止の大きく9つとなります。

どの基準を条例に入れているかについては、5区全てにおいて定めている基準もあれば、マル4、マル8、マル9のように1区だけで定めているものもあります。今後、どの基準を入れていくのか、議論の中心となる項目と考えております。

続いて、6の兼業の報告義務は、議員の兼業等がある場合、報告書等の提出を求めるものです。

次のページの3ページ目の7、住民・議員の調査請求は、政治倫理基準に違反した疑いがあるときなど、住民又は議員が議長に対して調査請求することができる規定です。

議員の調査請求は、5区とも懲罰動議の要件と合わせ、議員定数の8分の1以上の議員の連署としているのですけれども、そのうち2区は、複数会派の連署が必要など、要件がつけられています。

また、区民の調査請求は、各区で異なっておりまして、満18歳以上などの区民100人、500人又は1,000人以上の連署が必要となっております。

次に、8の政治倫理審査会は、調査請求があったときに、審査会や特別委員会を設置する規定です。

審査会は、北区、新宿区の2区で、政治倫理調査特別委員会は、墨田区、豊島区、江東区の3区となっております。審査会は、議員のほか、区民や有識者で構成されています。

特別委員会は、墨田区の場合、議員のみで構成されている委員会に、必要に応じて参考人として有識者をお呼びして運営されたようです。

続いて、次のページ、4ページ目の9、議会の措置は、議員が政治倫理基準に違反したと認められたときに、区民の信頼を回復するために必要な措置を規定するものです。

墨田区・豊島区は、具体的な措置を条例で定めており、北区・江東区は条例施行規程に具体的な措置を記載しております。

続いて、2、その他の検討項目は、23区では1区だけ定めているもの、また、23区で規定しているところはないんですけれども、項目として御紹介しているものとなります。

10、請負等の制限は、区を相手方とする業務の受託等に係る契約締結を辞退するよう努めることを規定するものです。

11、指定管理者の指定辞退は、10の請負等の制限と同様、指定管理者とならないように努めることを規定するものです。

12、依頼等の記録義務は、議員が職員に対し、口頭又は文書により要望したときには、その記録を提出しなければならないことを規定するものです。

13の資産公開は、議員の資産を記載した報告書を作成し、議長に提出しなければならないことを規定するものです。

次のページ、5ページ目の14の間責制度は、起きてしまった不祥事に対し、事後的に対処するための制度を規定するものです。

次に、資料4の参考、「特別区の議会政治倫理条例の比較」を御覧ください。

こちらは、特別区の条例を項目ごとに並べたものです。

こちらの表は、他区の状況を確認する際に、参考としていただければと存じます。

説明は以上です。

○名取会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から政治倫理条例の主要な項目の案について説明がありました。

次回、項目ごとの条文例と議論すべきポイントをまとめた資料を事務局に作成してもらいたいと思っておりますが、今の時点で質問や御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

金子議員。

○金子議員 協議事項の次の3との兼ね合いになると思うんですけど、つまり今、協議事項2で示された条文構成の論点ね、かなり多岐にわたっておりますので、そうすると、今後、その資料を調整されて、スケジュールと合わさると、論点によっては、何回かかけるとか、ここはそんなに議論にならないんじゃないかと、ちょっとそれは予定ですけども、そういう

重い、薄い論点であると思うんですけども、それはどんな見通しになるのかなど。

○名取会長 それは、この後、スケジュール感をお示しします。その流れの中で、どこを目標にしていくかというのは、一定のみんなの合意をいただいて、ここを目途にやっていこうということはしたいなと私自身は考えているところです。端から、こういう重要な話だから、長く時間をかけてやろうよといえ、そういうふうになるし、今期中、あと1年で答えを出そうよというやり方もあると思うんですけども、物理的にそれは私自身は難しいのかなと思ってはいますけれども、そのあたりは皆さんとこれから議論をして詰めていきたいところです。

海津議員。

○海津議員 今回、ぜひ進めていきたいと思うんですけど、このベースにあるのが、やはり議会として、区民に対する説明責任とか、並びに透明性ですよ、そこをどういうふうに担保していくかというのも、全て倫理条例の基本になる部分だと思うんです。

だとすると、今回、依田議員のもそうなんですけど、ああいう発言のところで注釈をつけたりとか、今回のところで動画が1時間20分丸々カットされる可能性があるということからすると、そのあたりも含めて、ましてあそこなんか、情報アクセシビリティ法からすれば、動画削除なんてなると、本当に文京区として、それこそお金をかければできることなんかについて、やはり説明責任、本当に果たしているかどうかというふうになると、疑念を持たれてしまうと思うので、そうしたところの説明責任とか透明性というのは、やはりもう一度この議会の中でしっかりと、誰からも疑われないということは、やっぱりベースに持っておかないといけないんじゃないかな。依田さんのは、たまたまのあれですよ。直近で分かりやすいからただだけけれども、そのあたりというのは、やはり政治倫理条例の中の基本的な部分だと思うので、そこはぜひもう一度、皆さんの中でも考えていただくといいなと私は思います。

○名取会長 いや、もう一度考えていただく、基本的に皆さんは、そういう基本的な議員としての資質なり考え方というのはしっかりお持ちになっていると。

○海津議員 いや、この議会として、そういうふうな議事録とかそうしたところを公開するところの在り方というのがこれからすごく問われてくると思うんですよ、透明性というところでね。情報公開もそうだけれども、そのところを、例えば動画のところを1時間20分外しちゃうって、情報アクセシビリティが……。

○名取会長 それはね……。

○海津議員 いや、でも、それって一緒でしょ、一緒の話だから、ベースとして。

○名取会長 議論が違ふと私は思いますよ。

○海津議員 ごめんなさい、だって、それがちゃんとあるかどうかで、その上に積み重なる政治倫理、だって、透明性って大事じゃないですか、公平で透明性。だって……。

○名取会長 いや、倫理条例をみんなで決めようという話を今しているんですよ。

○海津議員 でも、いや、この倫理条例の中の議会の役割というのをどこでも書いてくるんですよ。書いてくるときに、やっぱり透明性とかそういうことというのは、やはり書いていかなくちゃいけない時代ですよ。それから、説明責任というのも書かなくちゃいけない時代。そのところに、区民から、書かれている内容が、実際に本当に実現しているかどうかというのをチェックされるようになるわけですよ、私たちは。だから、そのところをきちっとね、この議会の中で持っていかなくちゃいけないと私は思っていますよね。

○名取会長 今は、意見として聞いておきます、それは。

白石議員。

○白石議員 文京区議会の皆さんが非常にレベルが高いので、議運決定でこの協議体ができただと思えますけど、ほかの区のことをいっぱい出てきたんだけど、ほかの区は、そういう何か問題点があつて、大きな問題点があつて、それをジャッジメントしていくために、うちらで言う幹事長会や議長の判断だとかそこだけでは耐えきれないというところで、もっと議会を前に進めていこうということで、共通認識の中でこの倫理条例を制定されたんだと思えます。

で、うちの場合は、そこまで大きな問題性のあることが起きているわけではなくて……。

(発言する人あり)

○白石議員 後で私の部屋来てください。なくて、これから様々な、幾つかあつた違反行為的なもの、もしくは違反行為の可能性のあるものについて、皆さんと認識しながら、文京区議会が、海津さんの言葉で言うなら透明性の高い議会として成り立つように、自助努力ができる文京区議会であるための、この条例制定に向けて、みんなで議論していくと思うので、今現在起きていることというのは、海津先生が言ったように、もうジャッジメントが決まっていることなので、それはさておいて、様々なことの中で、どこまで必要か、というのを議論すればいいと思っているので、今回、多く会長のほうから御提示いただきましたけれども、今後、スケジュールも別に、ちょっと少し走り出してから決めたほうがいいんじゃないかなと思っております。

○名取会長 そうそう。いや、だから、それはこの後、ちょっとお話しします。

宮本議員。

○宮本議員 細かいんですけども、僕、これちょっと気になったもので、構成の資料3の2ページのマル4、マル5、マル6と来て、マル9があるんですね、反社会的な団体との関わりの禁止って、このマルポツの2個目ですね、「議員は」というところなんですけど、「政治倫理基準に違反する事実があるとの指摘を受けたとき」、これは、反社会的な団体との関わりとはあまり関係ないかなと思ったので、これは、マル10で説明責任というふうに書いたほうがいいんじゃないかなと思ったところでございます。

以上です。

○名取会長 ありがとうございます。

マル9のポチにしているのを、別建てにしたほうがいいだろうと。これ書いた趣旨があるんでしょ、意味が。事務局から、ちょっと。

○事務局 こちらマル9としたのは、政治倫理基準の遵守というところで、マルポチを入れさせていただいたんですけども、こちらは議員の報告しなければならないというところで、またちょっと違う項目になっておまして、この反社会的なところとは違う項目になっております。ちょっと分かりづらいんですけども……。

○名取会長 いや、だから、宮本さんは、違うんだから別建てにしろということを言いたいわけでしょう。

○宮本議員 説明責任という、新しいマル10をつくったらどうですかということ……。

○名取会長 1から9が全部かかっているということでしょう。

(「全部かけるわけでもないでしょう、だって」「そういう議論をこれからしましょうということ」と言う人あり)

○名取会長 事務局。

○事務局 こちらのマル9の下のマルポチについては、この政治倫理基準のところ全てが係るような形の項目となっております。

○名取会長 浅田さん、どうぞ。

○浅田議員 ちょっと議論の進め方で、今日、この資料を出して、この内容について議論するんですか。

○名取会長 いや別に、決めてはいないですよ。ただ、何も……。何言いたいの。

○浅田議員 いや、議論の進め方ですよ。つまり、今日、頂いた資料は、御説明いただいて、

ではこれを持ち帰って、また持ってくるのか、それとも今ここで思ったことを言い合うんですか。

○名取会長 いえいえ、今日はスタートの会なので……。

○浅田議員 だったら、そういう仕切りじゃないと。さっきから聞いていると、もう内容にまで踏み込んでいますよね。

○名取会長 誰も踏み込んでないですよ、まだ。

○浅田議員 そうですか、具体的に何か話が出ていますよ。今日は会議の進め方と、この会議体の概略を確認して……。

○名取会長 そうですよ。次回からですよ。

○浅田議員 次回からでしょう。だったら、そういう……。私、さっきから聞いていると、そうは受け取れないですよ。

○名取会長 いや、まだそこまでいってないですよ、議論までは。

(「皆さんって誰だよ」「さっきから何人かの方が……」「ちゃんと言いなよ、誰委員と誰委員って」「すみません、私が先走って、細かいこと……」「そういうのもいいんですよ、今の時点での疑問とか意見があったらという……」と言う人あり)

○名取会長 ちょっと事務局長から、はい。

○佐久間事務局長 1点だけ。今日は、浅田議員のおっしゃるとおりで、資料を御提示した上で、お持ち帰りいただいて、改めて御意見をいただくんですけど、それに当たって、今の時点で御質問があればお受けしたいということで、宮本先生の御質問についても、この5の政治倫理基準で、点が、最初の政治倫理基準の遵守という、点がついていて、その後、マル1からマル9まで並んでいて、その後、点が2つ並んでいると思うんですね。このマル1からマル9というのは、1つ目の点の政治倫理基準の遵守というのを細かく説明しているものになっているので、2つ目の点、宮本先生が言われた、議員が云々というのは別にしたほうがいいのかというのは、その前の1から9まで全部に係っているという資料の作りになっていますので、資料の作りの説明として、ちょっとさせていただいたという仕切りでお願いいたします。

---

○名取会長 では次に、協議事項の3に入ります。

これから政治倫理条例策定に向けたスケジュールについて、事務局より御説明をお願いし

ます。

○事務局 それでは、資料5「政治倫理条例策定に向けたスケジュール（案）」を御覧ください。

この資料は、改選がある令和9年4月までのスケジュールを記載したものです。

まず、マル1、条例案提出までの欄を御覧ください。

定例議会の初日に、会議を実施することとしておりますので、改選までは、本日を除いて、あと4回の実施となります。

第2回の6月は、条例構成等検討に入り、第3回の9月では2回目の検討、第4回の11月は条例素案を検討して、その後、区民等からの意見聴取を実施するようでしたら、この期間に実施しまして、第5回目の2月で条例案を検討して、本会議で条例案を提出する流れとなります。

ただし、今後、議論を重ねていかれる中で、条例等の構成について、慎重に検討を進めたいということになりますと、マル2の条例素案決定までを目指すスケジュール、さらに検討をしたいという場合は、マル3の検討継続とすることになるかと存じます。

マル2とマル3の場合には、令和9年2月定例議会の議会運営委員会で、検討結果を報告して、一旦検討会を解散して、次期のメンバーで検討会を立ち上げていただく流れとなります。

参考にお伝えしますと、豊島区の場合は、条例制定まで1年8か月の間14回協議しております。江東区は、1年10か月の間で15回協議しております。

また、スケジュールの中に、区民等からの意見聴取について記載しているんですけども、こちら実施するかどうか御検討いただければと存じます。

特別区の条例制定区ですと、5区のうち、北区は区民等からの意見聴取は行ってないんですけども、新宿区、墨田区、豊島区、江東区の4区は実施している状況です。

説明は以上です。

○名取会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたけれども、現時点では、令和9年2月の条例案の提出を目指して検討を進めたいなと私自身は思っておりますが、基本的な考え方として、いかがでしょうかという問いをさせていただきます。

よろしいですか。

たかはま議員。

○たかはま議員 ほかの自治体の例も御説明いただきましたけれども、それを参考にすると、この回数だと恐らく厳しいのかなというのが見えているかなと思うんです。そうすると、先ほどおっしゃっていたような2月を目途にということだと、もう少し回数を増やしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。ただ一方で、皆さんのスケジュールを合わせるのも難しいので、例えばオンラインだとかメールでの意見交換みたいなことを併用しないと、もうスタートの時点で2月は恐らく厳しいんじゃないかなという感覚がありますが、いかがでしょうか。

○名取会長 今のいかがかというのは、回数を2月までに増やしたほうがいいんじゃないかという意見……。

○たかはま議員 そうですね、増やしたほうがいいんじゃないかということと、あと、2月を目途にというのが、どれだけみんなで合意して目指していくのかということところです。

○名取会長 でも、それはスタートしてみないと、議論がどのぐらいどういうふうになってくるかというのが分からないので、今日、あくまでスタートの会議体なので、これから各会派にお持ち帰りいただいて、この政治倫理というものに対してどういうふうを考えていくかというのを一定整理していただいて、次回は6月でしたっけ、6月に、それぞれの意見、またすり合わせをして、どういうふうに進めていくかというのは決めたいなと、私自身は思っています。

白石議員。

○白石議員 ということは、この1番のところで行くだけけれども、議論によっては、どんどん下のほうに行ってしまうよという……。

○名取会長 行く可能性もあるよということで、一応、3案まで方向性は示させていただきました。すんなりいくのかどうかというのは、ちょっとやってみないと分からないので、はい。目途ということで。それでは、この資料のとおり、基本的には進めていきたいと思えます。

---

○名取会長 次は、区民からの意見聴取です。

これは、素案作成後に区民等から意見を聴取する方向で……。

(「まだいいじゃない、そんなの……」と言う人あり)

○名取会長 金子議員。

○金子議員 パブコメということですよ。

○名取会長 パブコメです。はい。

○金子議員 だから、それは、条例構成等の検討は、2回で済むのか3回になるのか、どうい  
う論点で、重い、軽いが先ほどこちよっと先走って私、発言しましたが、そのやっぱり検  
討具合によって、パブコメの必要性というのもおのずと明らかになるんじゃないかなという  
ふうに思います。

一般的に言えば、こういう区民から選ばれた人たちが集まっている議会における倫理に関  
わる法令をつくろうということであれば、当然、区民にやっぱり意見を聞くというのは必要  
じゃないかなと思いますけれども、その必要性について、今、会長が触れられたという点で  
は、この条例の内容の検討の深まり具合に応じて、皆さんで合意していけるか、いけないか  
というようなことも含めて、それも一つの検討事項だということ、今日は確認できればよ  
ろしいんじゃないでしょうか。

○名取会長 はい、分かりました。

事務局長。

○佐久間事務局長 すみません、1点だけですが、区がやっているようなパブコメについては、  
議会のこの検討会ではなかなか、いただいた意見に対して議会の回答というのを事務局から  
つくるとするのはちょっと難しいので、どういったやり方をするかというのは、併せて御検  
討いただければというふうに思っています。その辺の案については、また事務局のほうでお  
つくりしてお示ししたいと思っています。

---

○名取会長 それでは、ここまで終わりましたので、その他ということで、実は、今後この条  
例の内容について協議していく上で、全議員の認識を一致させながら検討を進めたいなとい  
うふうに私自身は思っております、そこで、政治倫理条例に係る項目の説明をしてもら  
うような研修会を開いたほうがいいのかというふうに思っております、第2回目のこの検  
討会の前に、有識者で、専門にこの政治倫理を勉強している先生に1回講師に来てもら  
うことを考えたいなと思っているんですけれども……。

上田議員。

○上田議員 政治倫理条例に関する研修会は、1回行っているかと思うんですけれども、同じ  
先生にお願いするということでしょうか。

また、前回の資料は、たしか入っていたかと思しますので、確認をするのは、全議員する  
必要があると思いますけれども、どういうふうに行われる御予定でしょうか。

○名取会長 それでは、事務局さん。

○事務局 昨年度お越しいただいた先生とは別に、まだ講師の方、こちら合意が取れたら、先生のほうと調整をしていこうと思っているんですけども、昨年度行った研修は、どちらかというと概要というところだったかと思うんですけども、今度は、より具体的に条例の中身について解説していただけるような先生をちょっと探していっていけばよろしいかなと思っております。

○名取会長 海津議員。

○海津議員 ありがとうございます。お手数かけます。その中に、例えば逗子市議会とか、あと多摩市議会かな、結構、先進的な議会条例をつくっているところがあると思うんですよ。そういうところの事務局の方とかに来ていただいて、実際、その運用上の問題、課題とかもお話いただくというのも一つの手かなと思います。

○名取会長 では、事務局長。

○佐久間事務局長 今回、事務局で想定しているその研修については、お配りしている資料の目的ですとか項目が何個か並んでいると思うんですけども、その政治倫理条例自体、そういったものについて具体的に御説明いただけるような研修をイメージしてまして、例えば政治倫理条例における規制の項目だったりですとか、政治倫理の対象ですとか、違反の罰則と その見解だったりとか、審査会の構成と権限ですとか、その項目を議員の皆様が検討していただくに当たって直接的に参考になるような研修をちょっとイメージしているということでございます。

ですので、6月、次回やるまでの間に、一度研修を入れてはどうかということで御提案しているということでございます。

○名取会長 白石議員。

○白石議員 これは私たちの自主性の問題だというふうに認識しているので、最初からそうやって形にはめられると、どうなのかなと思っていて、1回ぐらいちゃんと、6月、1回みんな話してみて、これ分かんないね、これ何んだろうねなんていう中で問題点を見つけながら、その後やったほうがいいんじゃないですかね。

○名取会長 どうですか、皆さん。私は、検討する前に勉強しておいたほうがいいのかなと思って提案させていただいたんですけども、1回やった後でも、時期は……。

金子議員。

○金子議員 先ほど上田議員が言われたように、この議会としては、今期1回、議員研修という形で、あれは中央大学の先生だったかな、来ていただいて、資料もまだどこかに入ってい

るんですかね。それで、それと同じレベルのものでは重複するから、どういうレベルというか、どういう目的を持った外部有識者の研修をこの委員会でやるべきなのかという問題設定だと思うんですね。

その場合に、前回、中大の先生の話聞いたときと現在の最大の違いは、この区議会で、これまでいろいろな事象と議論が区議会であって、政治倫理条例はもうつくると。検討会も立ち上げたという下で、外部有識者のお話を聞こうということになるのであれば、当然、有識者の方にとっても、そういうステージで話をするのであるから、当然、条例づくりなので、いわゆる立法事実に対応することを踏まえて話を組み立てる。文京区議会の現在において、どういう事実があって、この検討会が始まったのかと。個別の事情に即した研修をやりますというふうに有識者の方に言わないと、また一般論をするんですか、それとも文京区議会の固有の話をするんですかと。それは後者だと思うんですね、当然。この段階で言えばですよ。

ただ、それについては、この検討会の設置要綱とか運営方針をこれまで今後の議運懇で検討してきたときに、ではどういう立法事実で設置要綱を考えるのか、条例制定を考えるのかというときに、当然議論があったんですよ。

それで、いわゆる公職選挙法に抵触するような事象が複数あったという事実、それでいくのか、それと同時に、「文の京」基本条例に議員の責務とか議会の役割というのを書いてあって、どちらかという、後者のほうの基本条例の具体化という側面で、今回は検討会設置要綱とか運営方針をつくらうというのが、今までの議会の議論の流れであったというふうに思います。

ただ、前者の公選法との関係ということも、それは別に、事実の問題として起きておりますので、そういうことも含めて、有識者の方にお話しして、そういうことが起こって、こういう議論の流れで、検討会をつくったのであれば、こういう論点をよく検討したほうがいいんじゃないかとかいうような、大体、学者にそう言えば、レジュメを作ってお話するということになると思うんですけども、そういう検討会をつくった下での勉強会であれば、前回のものとはダブらずに行えるというふうに思います。

ただ、そこは問題設定としてそういうふうにしちつとしないと、前やったのと重複するというふうに思うので、私も重複するのであれば、それは必要ないと思うんだけど、重複しないで、そういう今の段階での問題設定に即応してやるのであれば、役に立つのではないかと、いうふうに考えます。

○名取会長 ありがとうございます。

白石議員。

○白石議員 今、金子議員のほうから議運懇の話が出てきたんだけど、今回、この協議会、平場じゃない。今、公選法の違反のことも出てきたんだけど、みんな分かっているかといったら、分かってないと思うよ。なので、そこも、やっぱり最初の入り口の部分のところをちゃんと共通認識を持たないと、何でつくるのと。いやいや、そこまでつくらなくてもいいんじゃないのという話に、この平場になるかもしれ……でしょう、分からないけど。そのお考えが、お考えがって、議運決定しているから、つくろうという方向性なんだろうけど、でも、その前段の議運懇の話というのは、みんなに分かってもらわないといけない部分なのかな。だから、僕はあくまでも、公選法とか、先ほどからずっと言ってなくて、いろんな課題があるという形で言っているけど、その辺はどうなんですか、会長。

○名取会長 そのあたりも含めて、目的のところはどうやって整理していくかということだろうと思いますので、公選法の話も含めてね。だから、ちょっと今の話に戻りますけれども、議員研修につきましては、改めて6月、また皆さんとお話、それぞれの会派で持ち帰っていただいて、どういう方向性になるかを踏まえた上で、また御検討したい、提案したいなど思いますので、一旦、私のほうで預らせていただきます、議員研修につきましては。

---

○名取会長 今までの話も踏まえて、全体として、何か皆さん、言っておきたいこととかございますでしょうか。

いいですか。はい。

---

○名取会長 では、これで第1回の政治倫理検討会は閉じさせていただきます。

次回の開催日ですが、6月の定例議会の初日の本会議終了後を予定しております。

また、事務局から次回の検討会に向けて、事務連絡はお願いしたいと思っておりますので、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 本日、協議事項の資料を配付したと思うんですけども、そちらについて、御意見等がございましたら、3月25日水曜日までに事務局のほうにメールでいただければと思います。質問とかでも結構ですので、よろしく願いいたします。

御意見等は、会派で集約していただいても結構ですし、個人で事務局のほうに送付していただいても結構です。

次回の資料につきましては、本日いただきました御意見に加えて、メールで送付いただい

た御意見をまた踏まえて作成したいと思います。

事務連絡は以上です。

---

○名取会長 それでは、これにて政治倫理条例検討会を、第1回目を閉会いたします。皆さん、お疲れさまでした。

午後 4時42分 閉会